

Ⅱ 基礎数・基礎率等

1. 経済的要素の前提、労働力率等

1-1 経済的要素の前提

年度 (西暦)	経済中位ケース			経済高位ケース			経済低位ケース		
	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
2010	0.2	3.4	1.8	0.3	4.3	2.0	-0.3	1.7	1.7
2011	1.4	2.7	1.9	1.8	3.2	2.2	-0.4	1.3	1.7
2012	1.5	2.8	2.0	1.9	3.2	2.5	-0.4	1.5	1.7
2013	1.8	2.6	2.2	2.1	2.9	2.8	-0.1	1.4	1.8
2014	2.2	2.7	2.6	2.5	3.0	3.4	0.4	1.6	1.9
2015	2.5	2.8	2.9	2.8	3.1	3.9	0.8	1.6	2.0
2016	1.0	2.5	3.4	1.0	2.9	4.0	1.0	2.1	2.8
2017	1.0	2.5	3.6	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.1
2018	1.0	2.5	3.9	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.4
2019	1.0	2.5	4.0	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.7
2020以降	1.0	2.5	4.1	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.9

1-2 労働力率の推移と見通し

(平成20年3月)

年		推計			
		平成18年 (2006)	平成24年 (2012)	平成29年 (2017)	平成42年 (2030)
性・年齢	15～19歳	16.4	18.4	19.4	20.0
	20～24歳	69.1	74.8	77.8	81.3
	25～29歳	93.9	95.7	96.3	96.6
	30～34歳	96.5	97.0	97.2	97.5
	35～39歳	96.7	98.2	98.7	98.9
	40～44歳	97.0	97.5	98.0	98.4
	45～49歳	96.9	97.9	98.2	98.4
	50～54歳	95.7	97.3	97.8	98.2
	55～59歳	93.2	95.1	96.3	97.9
	60～64歳	70.9	77.6	84.8	96.6
性・年齢	65～69歳	47.6	51.0	52.5	63.9
	15～19歳	50.0	50.0	50.0	50.0
	20～24歳	41.7	41.7	41.7	41.7
	25～29歳	50.3	54.6	57.1	62.7
	30～34歳	47.7	53.5	57.2	65.8
	35～39歳	55.1	58.2	61.8	67.5
	40～44歳	67.7	68.7	69.5	72.5
	45～49歳	72.1	74.4	76.1	81.9
	50～54歳	68.5	71.9	74.5	80.9
	55～59歳	57.5	60.2	61.9	66.0
性・年齢	60～64歳	37.7	38.9	40.6	43.4
	65～69歳	24.5	24.5	25.8	28.9
	15～19歳	16.3	19.0	20.3	21.2
	20～24歳	73.2	77.4	78.8	78.1
	25～29歳	91.2	94.0	95.1	96.5
	30～34歳	90.1	92.3	94.0	96.1
	35～39歳	88.0	90.2	91.9	94.2
	40～44歳	86.3	88.5	90.3	92.8
	45～49歳	83.1	86.1	88.3	92.2
	50～54歳	80.6	85.0	88.0	91.7
性・年齢	55～59歳	72.3	73.8	78.6	83.5
	60～64歳	48.9	50.6	52.7	58.7
	65～69歳	26.7	29.5	30.4	34.6

1-3 就業率の推移と見通し

(平成20年3月)

年		推計			
		平成18年 (2006)	平成24年 (2012)	平成29年 (2017)	平成42年 (2030)
性・年齢	15～19歳	14.9	17.1	18.0	18.4
	20～24歳	63.1	69.0	72.8	75.8
	25～29歳	88.0	91.8	93.1	93.2
	30～34歳	92.3	95.6	95.4	95.7
	35～39歳	93.5	95.8	96.6	96.8
	40～44歳	94.3	95.4	96.2	96.5
	45～49歳	94.0	96.2	96.7	96.7
	50～54歳	92.6	95.6	96.3	96.4
	55～59歳	89.6	92.8	93.8	95.0
	60～64歳	67.1	73.7	80.6	90.9
性・年齢	65～69歳	45.7	50.0	51.4	62.7
	15～19歳	45.2	46.5	47.0	46.8
	20～24歳	38.9	39.2	39.5	39.4
	25～29歳	47.5	52.5	55.1	60.2
	30～34歳	45.3	51.2	55.1	63.2
	35～39歳	52.8	56.0	59.9	65.3
	40～44歳	65.3	67.2	68.2	71.0
	45～49歳	70.3	73.1	74.8	80.3
	50～54歳	66.6	71.0	73.4	79.6
	55～59歳	55.9	59.4	60.8	64.9
性・年齢	60～64歳	36.5	38.3	39.9	42.6
	65～69歳	24.2	24.5	25.8	28.9
	15～19歳	14.8	17.7	19.1	19.8
	20～24歳	68.3	72.7	74.7	73.8
	25～29歳	86.2	90.4	91.9	92.5
	30～34歳	85.6	88.3	90.6	92.3
	35～39歳	84.4	86.9	89.0	91.1
	40～44歳	83.2	86.7	88.6	90.9
	45～49歳	81.0	84.6	86.8	90.5
	50～54歳	78.4	83.9	86.8	90.3
性・年齢	55～59歳	70.3	72.7	77.2	82.0
	60～64歳	47.5	49.8	51.7	57.6
	65～69歳	26.4	29.5	30.4	34.5

(注) 労働市場への参加が進むケース

2. 基礎数、基礎率の概要

			厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	備考
将来推計人口・加入者数の見込み			○	○	○	○	○	
労働力率の見通し			○	—	—	—	○	
基礎数			厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	備考
被 保 険 者	被保険者数	性別・年齢別・ 被保険者期間別	○	○ (組合員数)	○ (組合員数)	○ (加入者数)	○	私学は初任年齢グループ別
	平均加入期間	性別・年齢別・ 被保険者期間別	○	○ (平均組合員期間)	○ (平均組合員期間)	—	○	
	平均標準報酬月額	性別・年齢別・ 被保険者期間別	○	○	○ (平均給料月額)	○	—	私学は初任年齢グループ別であり、 地共は平均給料月額
	標準報酬月額の累計	性別・年齢別・ 被保険者期間別	○	○	○ (給料累計額)	○ (延標準給与 月額)	—	私学は初任年齢グループ別 地共は再評価前、後の両方
	保険料納付月数、保険料免除月数、 学生納付特例月数、若年者納付猶予期 間の平均	性別・年齢別・ 被保険者期間別	—	—	—	—	○	
待 期 者	待期者数	性別・年齢別	○	○	○	○	○	厚年、国年は被保険者期間別 地共、私学は退年・通退別
	(待期者の) 平均加入期間	性別・年齢別	○	○ (平均組合員期間)	—	—	○	
	(待期者の) 標準報酬月額累計	性別・年齢別	○	○ (平均標準報酬 月額)	—	—	—	
	年金額	性別・年齢別・ 退年・通退別	—	—	○	○	—	
	保険料納付月数、保険料免除月数、 学生納付特例月数、若年者納付猶予期 間の平均	性別・年齢別・ 被保険者期間別	—	—	—	—	○	
受 給 権 者	受給権者数	性別・年齢別・ 年金種別別	○	○	○ (受給者数)	○ (年金者数)	○	厚年は新法、旧法別 厚年の老齢年金は退職・在職別
	年金額	性別・年齢別・ 年金種別別	○	○	○	○	○	厚年は新法、旧法別 厚年の老齢年金は退職・在職別 厚年、国年、私学は給付の種類別

基礎率		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	備考
加入年齢分布率	性別・年齢別	—	○ (新規加入者発生割合)	○	○ (初任年齢分布)	—	私学は初任年齢グループ別
総脱退力	性別・年齢別	○	○ (総脱退率)	○ (総脱退率)	○	○	私学は初任年齢グループ別、加入年数別
(公務外)死亡脱退力	性別・年齢別	○	○ (公務外死力)	○ (公務外在職死力)	○ (死亡力)	○	
公務上死亡脱退力	性別・年齢別	—	○ (公務上死力)	○ (公務等在職死力)	—	—	
(公務外)障害年金発生日	性別・年齢別	○	○ (公務外障害共済年金発生日)	○ (公務外障害発生日)	○	○	
公務上障害年金発生日	性別	—	○ (公務上障害共済年金発生日)	○ (公務等障害発生日)	—	—	
障害一時金発生日		—	○	—	○	—	実績の件数が少ないため見込まず。
標準報酬指数	性別・年齢別	○	○	○ (給料指数)	○ (給与指数)	—	私学は初任年齢グループ別、加入年数別
ボーナス支給割合	性別・年齢別	—	○ (報酬年額に対する期末手当等の割合)	○ (期末手当等の割合)	○ (年収の対月収比率)	—	私学は初任年齢グループ別、加入年数別
年収の対月収比率調整率	年次別	—	—	—	○	—	
納付率		—	—	—	—	○	
免除率		—	—	—	—	○	
年金失権率	性別・年齢別・年金種別別	○	○	○	○	○	
有遺族率	年齢別	○	○	○	○	○ (遺族年金発生割合)	厚年は性別・年金種別別 国共、地共、私学は性別
被保険者であった者と遺族年金受給権者の年齢相関	性別・年齢別	○	○ (遺族の年齢)	○ (配偶者との年齢差)	○ (夫婦年齢差、親子年齢差)	○	
受給権者一人当たり加給年金対象者数割合	性別・年齢別	○	○ (被扶養配偶率)	—	○ (配偶者加給の対象者率)	○	厚年、国年は年金種別別
障害共済年金の加給年金対象率	性別	—	○	—	—	—	
障害年金等級割合		○	○	—	○ (障害年金発生日者等級割合)	○ (障害基礎年金の等級割合)	厚年、国共、私学は性別 国年は年金種別別
有子割合	年齢別	○	—	—	—	—	
再加入率	性別・年齢別	○	—	—	—	—	
再加入者平均標準報酬	性別・年齢別	○	—	—	—	—	
新規加入者平均標準報酬	性別・年齢別	○	○	—	—	—	
年金停止率		○ (在職老齢年金受給額割合)	○	—	○	—	厚年、私学は性別・年齢別
有3号率	性別・初任年齢グループ別・加入年数別	—	—	—	○	—	
経済的要素		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	備考
物価上昇率		○	○	○	○	○	
賃金上昇率		○	○	○	○	○	
運用利回り		○	○	○	○	○	

注1. 厚年、国年については、「性別」は、被保険者種別とみなす。

2. 年金種別とは、厚年、国共済、地共済、私学共済については老齢(老齢相当、通老相当)、障害、遺族を指す。また、国年については老齢基礎、旧法老齢、障害基礎、旧法障害、遺族基礎、旧法遺族の各年金と死亡一時金を指す。

3. 基礎数の設定方法

○ 厚生年金

基礎数の種類	ア. 元となる統計	イ. 作成方法
被保険者種別・年齢・被保険者期間別 被保険者数・平均標準報酬・標準報酬月額及び標準賞与額の累計	被保険者種別・年齢・被保険者期間別 被保険者数・平均標準報酬・標準報酬月額及び標準賞与額の累計（平成19年度末における被保険者の個票データを無作為に100分の1で抽出）	被保険者種別・年齢別に被保険者数が実績に一致するよう補正
被保険者種別・年齢・被保険者期間別 受給待期者数・標準報酬月額及び標準賞与額の累計	被保険者種別・年齢・被保険者期間別 受給待期者数・標準報酬月額及び標準賞与額の累計（平成19年度末における受給待期者の個票データを無作為に100分の1で抽出）	次の1～3を行った上で、抽出倍率の逆数を乗じて作成 1 70歳以上の受給待期者の削除 2 死亡推定者のデータの削除 受給待期者の最終資格記録時点の年齢からデータ基準年度末時点の年齢までの死亡確率を求め、これを用いて受給待期者の記録を削除する。 3 1人で複数の記録を所有する者と推定される者の記録の接合 新規裁定受給者の平均被保険者期間の実績と基礎数作成に用いる被保険者・受給待期者のデータにおける平均被保険者期間とを比較しながら、被保険者期間の重複が全くないデータ同士を接合させる。
被保険者種別・年金種別・年齢別 受給権者数・年金額（給付の種類別）	被保険者種別・年金種別・年齢別 受給権者数・年金額（給付の種類別）（平成19年度末・全数統計）	

○ 国民年金

基礎数の種類	ア. 元となる統計	イ. 作成方法
被保険者種別・性・年齢・被保険者期間別 被保険者数・被保険者期間、納付期間、免除（全額、3/4、半額、1/4）期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間、付加年金納付期間の平均	被保険者種別・性・年齢・被保険者期間別 被保険者数・被保険者期間、納付期間、免除（全額、3/4、半額、1/4）期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間、付加年金納付期間の平均（平成19年度末における被保険者の個票データを無作為に100分の1で抽出）	被保険者種別別に被保険者数が実績に一致するよう補正
被保険者種別・性・年齢・被保険者期間別 受給待期者数・被保険者期間、納付期間、免除（全額、3/4、半額、1/4）期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間、付加年金納付期間の平均	被保険者種別・性・年齢・被保険者期間別 受給待期者数・被保険者期間、納付期間、免除（全額、3/4、半額、1/4）期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間、付加年金納付期間の平均（平成19年度末における被保険者の個票データを無作為に100分の1で抽出）	次の1～2を行った上で、抽出倍率の逆数を乗じて作成 1 70歳以上の受給待期者の削除 2 死亡推定者のデータの削除 受給待期者の最終資格記録時点の年齢からデータ基準年度末時点の年齢までの死亡確率を求め、これを用いて受給待期者の記録を削除する。
年金種別・性・年齢別 受給権者数・年金額（給付の種類別）	年金種別・性・年齢別 受給権者数・年金額（給付の種類別）（平成19年度末・全数統計）	遺族年金については、妻及び第1子に着目して推計を行っているため、この者に係る基本年金額と加給年金額に分けて計上している。

○ 国共済

基礎数の種類	ア. 元となる統計	イ. 作成方法
現在組合員	動態統計調査 平成19年度 年度末において組合員であった者のうち2割を抽出調査 性別、年齢別、組合員期間別に組合員数、組合員期間、標準報酬額等を作成。	19年度末の調査対象者に合計が実績値に合うよう抽出倍率を乗じて作成した。
年金受給権者	年金受給権者統計 平成19年度 年度末の年金受給権者 性別、年齢別、年金種別、退職年度別に受給権者数、組合員期間、年金額、全期間平均標準報酬額を作成。	全数
待期者	年金受給権者統計 平成19年度 年度末の年金待期者 性別、年齢別、組合員期間、平均標準報酬額を作成	脱退年度から19年度までの累積の生存率（1－失権率）を乗じて作成。

※遺族共済年金の性別は、死亡した組合員の性別で区分している。

○ 地共済

基礎数の種類	ア. 元となる統計	イ. 作成方法
現在組合員	組合員等現況調査 平成17, 18, 19年度 現在者：年度末における組合員のうち1/20を無作為抽出 新規加入者：年度内に組合員資格を取得した者のうち1/2を無作為抽出 脱退者：年度内に組合員資格を喪失した者のうち1/2を無作為抽出	実績の人数等に母集団復活させた。 抽出割合をもとに母集団復活させた。 抽出割合をもとに母集団復活させた。
年金受給権者	組合員等現況調査 平成17, 18, 19年度 年度末の年金受給権者及び年度内における失権処理を行った年金受給権者	全数調査
年金待機者	組合員等現況調査 平成17, 18, 19年度 年度末における年金待機者	全数調査

○ 私学共済

基礎数の種類	ア. 元となる統計	イ. 作成方法
加 入 者 数	性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成20年度末 全数統計	初任年齢グループは次の10グループ（初任年齢）である。以下同じ 19歳（19歳以下）、22歳（20～24歳）、27歳（25～29歳）、32歳（30～34歳）、37歳（35～39歳）、42歳（40～44歳）、47歳（45～49歳）、52歳（50～54歳）、57歳（55～59歳）、63歳（60歳以上）
加 入 者 の 延 標 準 給 与 月 額	性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成20年度末 全数統計	
加入者の1人当り全期間平均給与月額（過去期間分）	性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成20年度末（過去期間分とは平成20年度以前期間分である。） 全数統計	
年 金 者 数 及 び 年 金 額	性別、年齢別、年金の種類別 平成20年度末 全数統計	
待期者数及び待期者分年金額	性別、年齢別、退職共済年金20年以上・未満別 平成20年度末 全数統計	待期期間における死亡を考慮している。

4. 基礎率の設定方法

○ 厚生年金

基礎率の種類	ア. 元となる統計 及び イ. 基礎率設定の際に 使用した他のデータ	ウ. 設定方法 及び オ. 年度等により用いる率を変 えている場合、その方法	エ. 推計における 使用方法
総脱退力	ア. 被保険者種別・年齢別 被保険者数（平成15～18年度末） 被保険者種別・年齢別 再加入者数（平成16～18年度） 被保険者種別・年齢別 新規加入者数（平成16～18年度）	ウ. 被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中脱退者数（前年度末の被保険者数に当年度中の新規加入者数及び再加入者数を加え当年度末の被保険者数を控除したもの）を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の総脱退者数を推計
生存脱退力	イ. 総脱退力 死亡脱退力 障害年金発生日	ウ. 総脱退力－死亡脱退力－障害年金発生日	前年度末の被保険者数から当年度中の生存脱退者数を推計
死亡脱退力	ア. 被保険者種別・年齢別 被保険者数（平成15～18年度末） 被保険者種別・年齢別 死亡による被保険者資格喪失者数（平成16～18年度） イ. 生命表	ウ. 被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中死亡被保険者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の死亡脱退者数を推計
障害年金発生日	ア. 被保険者種別・年齢別 被保険者数（平成15～18年度末） 被保険者種別・年齢別 障害厚生年金新規裁定者数（平成16～18年度）	ウ. 被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中障害厚生年金新規裁定者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の障害年金の新規裁定者数を推計
標準報酬指数	ア. 被保険者種別・年齢別 被保険者数（平成16～18年度末） 被保険者種別・年齢別 被保険者の平均の標準報酬額（平成16～18年度） イ. 健康保険被保険者実態調査（平成16～18年）	ウ. 被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた平均の標準報酬額を、基準年齢を1として指数化したものを平滑化	年齢の変化に伴う賃金の変動を推計 ○前回との変更点 平成15年度より総報酬制が導入されたことに伴い賞与も含めたベースで作成
年金失権率	ア. 被保険者種別・年金種別・年齢別 受給権者数（平成15～18年度末） 被保険者種別・年金種別・年齢別 新規裁定者数（平成16～18年度） イ. 生命表	ウ. 被保険者種別・年金種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中失権者数を年度平均受給権者数で除したものを平滑化 オ. 将来推計人口における将来の死亡率改善を基として、失権率の改善を年度ごとに性・年齢別に行う	前年度末の受給権者数から当年度中の失権者数を推計
有遺族率	ア. 被保険者種別・年齢別 老齢・障害年金受給権者数（平成15～18年度末） 被保険者種別・年齢別 老齢・障害年金新規裁定者数（平成16～18年度） 被保険者種別・被保険者であった者の死亡時年齢別遺族年金新規裁定者数（平成16～18年度） イ. 国勢調査 健康保険被保険者実態調査（平成16～18年） 日本の世帯数の将来推計 有遺族率（障害厚生年金受給権者死亡）	ウ. 妻へは国勢調査における配偶関係から有配偶率を作成し設定、夫へは3年度平均の年齢別に被保険者であった者の死亡時年齢別遺族年金新規裁定者数を年度中の死亡被保険者数と年金失権者数の和で除して設定、子については健康保険被保険者実態調査における子の扶養率から設定 オ. 日本の世帯数の将来推計における将来の配偶関係の変化を性・年齢別に織り込んで設定	死亡した被保険者または受給権者の数に乘じることにより、遺族年金の新規裁定者数を推計 ○前回との変更点 オ. で記載したとおり、将来の配偶関係の変化を織り込んだ
有遺族率 （障害厚生年金受給権者死亡）	ア. 被保険者種別・年齢別 障害年金受給権者数（平成15～18年度末） 被保険者種別・年齢別 障害・遺族年金新規裁定者数（平成16～18年度） イ. 年金受給権者1人当たり加給対象者数割合（障害年金）	ウ. 被保険者種別毎に3年度平均で捉えた障害年金の年度中失権者数に年金受給権者1人当たり加給対象者数割合を乗じたものが遺族年金新規裁定者数となるよう設定	死亡した受給権者数に乘じることにより、遺族年金の新規裁定者数を推計
被保険者であった者と遺族厚生年金受給権者の年齢相関	ア. 被保険者種別・被保険者であった者の死亡時年齢別 遺族年金新規裁定者の平均年齢（平成16～18年度）	ウ. 3年度平均の被保険者種別・被保険者であった者の死亡時年齢と遺族年金新規裁定者の平均年齢から設定	死亡した被保険者または受給権者の年齢から、遺族年金の新規裁定者の年齢を推計
年金受給権者1人当たり加給対象者数割合	ア. 被保険者種別・年金種別・年齢別 受給権者数（平成15～18年度末） 被保険者種別・年金種別・年齢別・続柄別 加給年金対象者数（平成16～18年度末） イ. 国勢調査	ウ. 被保険者種別・年金種別・年齢別に3年度平均の受給権者数に対する加給年金対象者数を続柄別に設定	各年度末の受給権者数に乘じることにより、加給年金が支給される者の数を推計
在職老齢年金受給額割合 (60～69歳)	ア. 被保険者種別・老齢通老別・年齢別 在職老齢年金受給権者年金額（平成17、18年度末） 被保険者種別・老齢通老別・年齢別 在職老齢年金受給者年金額（平成17、18年度末）	ウ. 被保険者種別、老齢通老別、年齢別に年金受給者年金額を年金受給権者年金額で除して設定 オ. 64歳以下において、定額部分の支給開始年齢の引き上げられるコーホートについてはその影響を織り込んで設定	各年度末の在職老齢年金受給権者の年金額に乘じることにより、支給停止される部分を除いた年金額を推計
在職老齢年金受給額割合 (70歳以上)	ア. 被保険者種別 平均年金額（平成18年度末） イ. 健康保険被保険者実態調査（平成18年）	ウ. 平均年金額と、健康保険被保険者実態調査における70歳以上の総報酬額の分布を比較して設定 オ. 平成19年度に70歳となるコーホートから適用	各年度末の在職老齢年金受給権者の年金額に乘じることにより、支給停止される部分を除いた年金額を推計
障害厚生年金の等級割合	ア. 障害厚生年金の等級別 障害年金受給権者数（平成16～18年度末）	ウ. 3年度平均の障害厚生年金の等級別の受給者構成割合から設定	障害厚生年金の新規裁定者の数に乘じることにより、新規裁定者数を等級別に推計
再加入率	ア. 被保険者種別・年齢別 新規加入者数（平成16～18年度） 被保険者種別・年齢別 再加入者数（平成16～18年度）	ウ. 被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中再加入者数を年度中の新規加入者数と再加入者数の和で除したものを平滑化	当年度中に新規加入または再加入する者のうち、再加入する者の数を推計
遺族厚生年金受給権者である妻の有り割合	ア. 年齢別 遺族年金受給権者のうち妻の数（平成16～18年度末） 年齢別 遺族年金受給権者のうち子あり妻の数（平成16～18年度末）	ウ. 3年度平均の年齢別に遺族年金受給権者のうち子あり妻の数を遺族年金受給権者のうち妻の数で除して設定	遺族厚生年金受給権者の年金額に乘じることにより、遺族基礎年金の額、中高齢寡婦加算または経過的寡婦加算が支給されない額を推計
再加入者及び新規加入者の平均標準報酬	ア. 被保険者種別・年齢別 被保険者数（平成18年度末） イ. 標準報酬指数	ウ. 被保険者種別毎に標準報酬指数を平成18年度末の年齢別被保険者数により加重平均したものが平成18年度末の平均の標準報酬額の水準となるように設定 オ. 毎年度、賃金上昇率で改定	当年度中に新規加入または再加入する者の標準報酬額を推計

○ 国民年金

基礎率の種類	ア. 元となる統計 及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 及び オ. 年度等により用いる率を変えている 場合、その方法	エ. 推計における使用方法
総脱退力	ア. 被保険者種別・性・年齢別 被保険者数 (平成15～18年度末) 被保険者種別・性・年齢別 脱退者数 (平成16～18年度)	ウ. 被保険者種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中総脱退者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の総脱退者数を推計
死亡脱退力	ア. 被保険者種別・性・年齢別 被保険者数 (平成15～18年度末) 被保険者種別・性・年齢別 死亡脱退者数 (平成16～18年度)	ウ. 被保険者種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中死亡脱退者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の死亡脱退者数を推計
一般障害年金発生日	ア. 性・年齢別 被保険者数 (平成15～18年度末) 性・年齢別 新規裁定一般障害基礎年金受給権者数 (平成16～18年度)	ウ. 性・年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定一般障害基礎年金受給権者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の一般障害基礎年金脱退者数を推計
20歳前障害年金発生日	ア. 性・年齢別 新規裁定20歳前障害基礎年金受給権者数 (平成16～18年度) イ. 性・年齢別 10月1日現在推計人口 (平成16～18年)	ウ. 性・年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定20歳前障害基礎年金受給権者数を10月1日現在推計人口で除したものを平滑化	総人口から当年度中の20歳前障害基礎年金脱退者数を推計
遺族年金(妻)発給割合	ア. 年齢別 男子1号死亡脱退者数 (平成16～18年度) 夫死亡時年齢別 新規裁定遺族基礎年金(妻)受給権者数 (平成16～18年度)	ウ. 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定遺族基礎年金(妻)受給権者数を年度平均男子1号死亡被保険者数で除したものを平滑化	当年度の死亡脱退者数から当年度中の遺族基礎年金(妻)受給権者数を推計
遺族年金(子)発給割合	ア. 年齢別 男子1号死亡脱退者数 (平成16～18年度) 夫死亡時年齢別 新規裁定遺族基礎年金(子)受給権者数 (平成16～18年度)	ウ. 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定遺族基礎年金(子)受給権者数を(妻なし、第1子)を年度平均男子1号死亡被保険者数で除したものを平滑化	当年度の死亡脱退者数から当年度中の遺族基礎年金(子)受給権者数を推計
寡婦年金発給割合	ア. 年齢別 男子1号被保険者数(1号納付期間と免除期間の合計が25年以上の者)数 (平成15～18年度末) 年齢別 男子1号待期者数(1号納付期間と免除期間の合計が25年以上の者)数 (平成15～18年度末) 夫死亡時年齢別 新規裁定寡婦年金受給権者数 (平成16～18年度) イ. 生命表(20回)	ウ. 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定寡婦年金受給権者数を男子1号死亡被保険者・待期者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の寡婦年金受給権者数を推計
死亡一時金発給割合	ア. 性・年齢別 1号被保険者数(1号納付期間と免除期間の合計が3年以上の者) (平成15～18年度末) 性・年齢別 1号待期者数(1号納付期間と免除期間の合計が3年以上の者) (平成15～18年度末) 性・年齢別 死亡一時金受給権者数 (平成16～18年度) イ. 生命表(20回)	ウ. 性・年齢別に3年度平均で捉えた死亡一時金受給権者数を1号死亡被保険者・待期者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の死亡一時金受給権者数を推計
年金失権率	ア. 年金種別・性・年齢別 年金受給権者数 (平成15～18年度末) 年金種別・性・年齢別 新規裁定年金受給権者数 (平成16～18年度) イ. 生命表(20回)	ウ. 被保険者種別・年金種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中失権者数を年度平均受給権者数で除したものを平滑化 オ. 将来推計人口における将来の死亡率改善と同程度の改善を年度ごとに性・年齢別に行う	前年度末の受給権者数から当年度中の失権者数を推計
被保険者であった者と遺族年金(妻)受給権者の年齢相関	ア. 被保険者であった者の死亡時年齢別 遺族年金(妻)新規裁定受給権者数 (平成16～18年度)	ウ. 3年度平均の被保険者であった者の死亡時年齢と遺族年金新規裁定者の年齢から設定したものを平滑化	死亡した被保険者の年齢から遺族年金(妻)の新規裁定者の年齢を推計
被保険者であった者と遺族年金(子)受給権者の年齢相関	ア. 被保険者であった者の死亡時年齢別 遺族年金(子)新規裁定受給権者数 (平成16～18年度)	ウ. 3年度平均の被保険者であった者の死亡時年齢と遺族年金新規裁定者の年齢から設定したものを平滑化	死亡した被保険者の年齢から遺族年金(子)の新規裁定者の年齢を推計
被保険者であった者と寡婦年金受給権者の年齢相関	ア. 被保険者であった者の死亡時年齢別 寡婦年金新規裁定受給権者の平均年齢 (平成16～18年度)	ウ. 3年度平均の被保険者であった者の死亡時年齢と寡婦年金新規裁定者の平均年齢から設定したものを平滑化	死亡した被保険者の年齢から寡婦年金の新規裁定者の年齢を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合遺族年金(妻)第1・2子	ア. 年齢別 遺族年金(妻)受給権者数 (平成16～18年度末) 遺族年金(妻)年齢別 第1子、第2子数 (平成16～18年度末)	ウ. 遺族年金(妻)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(妻)の加給年金額対象者数を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合遺族年金(妻)第3子以降	ア. 年齢別 遺族年金(妻)受給権者数 (平成16～18年度末) 遺族年金(妻)年齢別 第3子以降の数 (平成16～18年度末)	ウ. 遺族年金(妻)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(妻)の加給年金額対象者数を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合遺族年金(子)第2子	ア. 年齢別 遺族年金(子)受給権者数 (平成16～18年度末) 遺族年金(子)第1子年齢別 第2子数 (平成16～18年度末)	ウ. 遺族年金(子)第1子(妻なし)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(子)の加給年金額対象者数を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合遺族年金(子)第3子以降	ア. 年齢別 遺族年金(子)受給権者数 (平成16～18年度末) 遺族年金(子)第1子年齢別 第3子以降の数 (平成16～18年度末)	ウ. 遺族年金(子)第1子(妻なし)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(子)の加給年金額対象者数を推計
年金種別・性・年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合障害年金第1・2子	ア. 年金種別・性・年齢別 受給権者数 (平成16～18年度末) 年金種別・性・年齢別 第1子、第2子数 (平成16～18年度末)	ウ. 年金種別・性・年齢別に3年度平均の加給年金額対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	障害年金の加給年金額対象者数を推計
年金種別・性・年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合障害年金第3子以降	ア. 年金種別・性・年齢別 受給権者数 (平成16～18年度末) 年金種別・性・年齢別 第3子以降の数 (平成16～18年度末)	ウ. 年金種別・性・年齢別に3年度平均の加給年金額対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	障害年金の加給年金額対象者数を推計
年金種別・性別 障害年金障害等級割合	ア. 年金種別・性・等級別 受給権者数 (平成16～18年度末)	ウ. 3年度平均の等級別割合から設定	障害年金の障害等級別新規裁定者数を推計
性・年齢別 老齢年金発給割合(繰上請求率)	ア. 性・年齢別 新規裁定老齢基礎年金受給権者数 (平成18年度) イ. 性・年齢別 10月1日現在推計人口 (平成13～18年)	ウ. 新規裁定者の年齢構成により設定 オ. 平成元～18年度実績の傾向を下に、平成37年度まで繰上請求率が低下し、それ以降は一定とした。	老齢基礎年金受給待期者のうち繰上げ請求する者の数を推計 ○前回の要更点 推計人口を用いて新規裁定者数を補正
年齢・免除区分別 国民年保険料の納付率	ア. 年齢別 1号被保険者数 (平成19年度) 年齢・免除区分別 免除者数 (平成19年度) 年齢・免除区分別 納付者数 (平成19年度)	ウ. 平成19年度実績を基に、年齢計でみた場合の納付率が80%となるように、年齢別に設定	国民年金第1号被保険者の保険料納付者数を推計
年齢・免除区分別 国民年保険料の免除率	ア. 年齢別 1号被保険者数 (平成19年度) 年齢・免除区分別 免除者数 (平成19年度)	ウ. 平成19年度実績を基に設定	国民年金第1号被保険者の保険料免除者数を推計
性・年齢別 付加年金納付率	ア. 性・年齢別 1号被保険者数 (平成18年度末) 性・年齢別 付加年金納付者数 (平成18年度)	ウ. 性・年齢別に平成18年度の付加年金納付者数を年度末1号被保険者数で除したものを平滑化	国民年金第1号被保険者の付加年金納付者数を推計

○ 国共済

基礎率の種類	ア. 元となる統計 及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 及び オ. 年度等により用いる率を変えている 場合、その方法	エ. 推計における使用方法
総脱退力	ア. 被保険者種別・性・年齢別 被保険者数 (平成15～18年度末) 被保険者種別・性・年齢別 脱退者数 (平成16～18年度)	ウ. 被保険者種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中総脱退者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の総脱退者数を推計
死亡脱退力	ア. 被保険者種別・性・年齢別 被保険者数 (平成15～18年度末) 被保険者種別・性・年齢別 死亡脱退者数 (平成16～18年度)	ウ. 被保険者種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中死亡脱退者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の死亡脱退者数を推計
一般障害年金発生日	ア. 性・年齢別 被保険者数 (平成15～18年度末) 性・年齢別 新規裁定一般障害基礎年金受給権者数 (平成16～18年度)	ウ. 性・年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定一般障害基礎年金受給権者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の一般障害基礎年金脱退者数を推計
20歳前障害年金発生日	ア. 性・年齢別 新規裁定20歳前障害基礎年金受給権者数 (平成16～18年度) イ. 性・年齢別 10月1日現在推計人口 (平成16～18年)	ウ. 性・年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定20歳前障害基礎年金受給権者数を10月1日現在推計人口で除したものを平滑化	総人口から当年度中の20歳前障害基礎年金脱退者数を推計
遺族年金(妻)発生割合	ア. 年齢別 男子1号死亡脱退者数 (平成16～18年度) 夫死亡時年齢別 新規裁定遺族基礎年金(妻)受給権者数 (平成16～18年度)	ウ. 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定遺族基礎年金(妻)受給権者数を年度平均男子1号死亡被保険者数で除したものを平滑化	当年度の死亡脱退者数から当年度中の遺族基礎年金(妻)受給権者数を推計
遺族年金(子)発生割合	ア. 年齢別 男子1号死亡脱退者数 (平成16～18年度) 夫死亡時年齢別 新規裁定遺族基礎年金(子)受給権者数 (平成16～18年度)	ウ. 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定遺族基礎年金(子)受給権者数(妻なし、第1子)を年度平均男子1号死亡被保険者数で除したものを平滑化	当年度の死亡脱退者数から当年度中の遺族基礎年金(子)受給権者数を推計
寡婦年金発生割合	ア. 年齢別 男子1号被保険者数(1号納付期間と免除期間の合計が25年以上の者)数 (平成15～18年度末) 年齢別 男子1号待期者数(1号納付期間と免除期間の合計が25年以上の者)数 (平成15～18年度末) 夫死亡時年齢別 新規裁定寡婦年金受給権者数 (平成16～18年度) イ. 生命表(20回)	ウ. 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定寡婦年金受給権者数を男子1号死亡被保険者・待期者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の寡婦年金受給権者数を推計
死亡一時金発生割合	ア. 性・年齢別 1号被保険者数(1号納付期間と免除期間の合計が3年以上の者) (平成15～18年度末) 性・年齢別 1号待期者数(1号納付期間と免除期間の合計が3年以上の者) (平成15～18年度末) 性・年齢別 死亡一時金受給権者数 (平成16～18年度) イ. 生命表(20回)	ウ. 性・年齢別に3年度平均で捉えた死亡一時金受給権者数を1号死亡被保険者・待期者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の死亡一時金受給権者数を推計
年金失権率	ア. 年金種別・性・年齢別 年金受給権者数 (平成15～18年度末) 年金種別・性・年齢別 新規裁定年金受給権者数 (平成16～18年度) イ. 生命表(20回)	ウ. 被保険者種別・年金種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中失権者数を年度平均受給権者数で除したものを平滑化 オ. 将来推計人口における将来の死亡率改善と同程度の改善を年度ごとに性・年齢別に行う	前年度末の受給権者数から当年度中の失権者数を推計
被保険者であった者と遺族年金(妻)受給権者の年齢相関	ア. 被保険者であった者の死亡時年齢別 遺族年金(妻) 新規裁定受給権者数 (平成16～18年度)	ウ. 3年度平均の被保険者であった者の死亡時年齢と遺族年金新規裁定者の年齢から設定したものを平滑化	死亡した被保険者の年齢から遺族年金(妻)の新規裁定者の年齢を推計
被保険者であった者と遺族年金(子)受給権者の年齢相関	ア. 被保険者であった者の死亡時年齢別 遺族年金(子) 新規裁定受給権者数 (平成16～18年度)	ウ. 3年度平均の被保険者であった者の死亡時年齢と遺族年金新規裁定者の年齢から設定したものを平滑化	死亡した被保険者の年齢から遺族年金(子)の新規裁定者の年齢を推計
被保険者であった者と寡婦年金受給権者の年齢相関	ア. 被保険者であった者の死亡時年齢別 寡婦年金新規裁定受給権者の平均年齢 (平成16～18年度)	ウ. 3年度平均の被保険者であった者の死亡時年齢と寡婦年金新規裁定者の平均年齢から設定したものを平滑化	死亡した被保険者の年齢から寡婦年金の新規裁定者の年齢を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合遺族年金(妻) 第1・2子	ア. 年齢別 遺族年金(妻) 受給権者数 (平成16～18年度末) 遺族年金(妻) 年齢別 第1子、第2子数 (平成16～18年度末)	ウ. 遺族年金(妻)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(妻)の加給年金額対象者数を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合遺族年金(妻) 第3子以降	ア. 年齢別 遺族年金(妻) 受給権者数 (平成16～18年度末) 遺族年金(妻) 年齢別 第3子以降の数 (平成16～18年度末)	ウ. 遺族年金(妻)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(妻)の加給年金額対象者数を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合遺族年金(子) 第2子	ア. 年齢別 遺族年金(子) 受給権者数 (平成16～18年度末) 遺族年金(子) 第1子年齢別 第2子数 (平成16～18年度末)	ウ. 遺族年金(子) 第1子(妻なし)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(子)の加給年金額対象者数を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合遺族年金(子) 第3子以降	ア. 年齢別 遺族年金(子) 受給権者数 (平成16～18年度末) 遺族年金(子) 第1子年齢別 第3子以降の数 (平成16～18年度末)	ウ. 遺族年金(子) 第1子(妻なし)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(子)の加給年金額対象者数を推計
年金種別・性・年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合障害年金第1・2子	ア. 年金種別・性・年齢別 受給権者数 (平成16～18年度末) 年金種別・性・年齢別 第1子、第2子数 (平成16～18年度末)	ウ. 年金種別・性・年齢別に3年度平均の加給年金対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	障害年金の加給年金額対象者数を推計
年金種別・性・年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合障害年金第3子以降	ア. 年金種別・性・年齢別 受給権者数 (平成16～18年度末) 年金種別・性・年齢別 第3子以降の数 (平成16～18年度末)	ウ. 年金種別・性・年齢別に3年度平均の加給年金対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	障害年金の加給年金額対象者数を推計
年金種別・性別 障害年金障害等級割合	ア. 年金種別・性・等級別 受給権者数 (平成16～18年度末)	ウ. 3年度平均の等級別割合から設定	障害年金の障害等級別新規裁定者数を推計
性・年齢別 老齢年金発生割合(繰上請求率)	ア. 性・年齢別 新規裁定老齢基礎年金受給権者数 (平成18年度) イ. 性・年齢別 10月1日現在推計人口 (平成13～18年)	ウ. 新規裁定者の年齢構成により設定 オ. 平成元～18年度実績の傾向を下に、平成37年度まで繰上請求率が低下し、それ以降は一定とした。	老齢基礎年金受給待期者のうち繰上げ請求する者の数を推計
年齢・免除区分別 国民年保険料の納付率	ア. 年齢別 1号被保険者数 (平成19年度) 年齢・免除区分別 免除者数 (平成19年度) 年齢・免除区分別 納付者数 (平成19年度)	ウ. 平成19年度実績を基に、年齢計でみた場合の納付率が80%となるように、年齢別に設定	国民年金第1号被保険者の保険料納付者数を推計
年齢・免除区分別 国民年金保険料の免除率	ア. 年齢別 1号被保険者数 (平成19年度) 年齢・免除区分別 免除者数 (平成19年度)	ウ. 平成19年度実績を基に設定	国民年金第1号被保険者の保険料免除者数を推計
性・年齢別 付加年金納付率	ア. 性・年齢別 1号被保険者数 (平成18年度末) 性・年齢別 付加年金納付者数 (平成18年度)	ウ. 性・年齢別に平成18年度の付加年金納付者数を年度末1号被保険者数で除したものを平滑化	国民年金第1号被保険者の付加年金納付者数を推計

○ 地共済

基礎率の種類	ア. 元となる統計 及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、 その方法	エ. 推計における使用方法
加入年齢分布率	ア. 新規加入者（内容、抽出方法などは、（２）①と同じ）	ウ. 男女別に新規加入者の加入時年齢別の分布率を求め、それを補整した	各年度の新規加入者数に、この率を乗じることで、各年齢の新規加入者数を算出する。
総脱退率	ア. 現在者（内容、抽出方法などは（２）①と同じ） 脱退者（内容、抽出方法などは、（２）①と同じ）	男女別に年齢別の脱退率（粗率）を求め、それを補整した（最小二乗法、グレイヴィル4次5項補整）	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、各年度の各年齢の脱退者数を算出する。
公務等在職死力	ア. 現在者（内容、抽出方法などは（２）①と同じ） 公務等遺族共済年金新規発生者数（平成17, 18, 19年度の実績）	ウ. 平成17年度から19年度までの3年間における地方公務員共済組合の公務等遺族共済年金の新規発生者の実績等を基礎として求めた（年齢にかかわらず一定率）	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、公務等による死亡者数を算出する。
公務外在職死力	ア. 現在者（内容、抽出方法などは（２）①と同じ） （公務等含む）死亡脱退者数（平成17, 18, 19年度の実績） イ. 公務等在職死力	ウ. 死亡脱退者数より、男女別に年齢別の死亡率（粗率）を求め、それを補整した（最小二乗法）。その後、公務等在職死力を控除して公務外在職死力を算出した。	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、公務外による死亡者数を算出する。
公務等障害発生力	ア. 現在者（内容、抽出方法などは（２）①と同じ） 公務等障害共済年金新規発生者数（平成17, 18, 19年度の実績） イ. 前回の公務等障害発生力結果	ウ. 平成17年度から19年度までの3年間における地方公務員共済組合の公務等障害共済年金の新規発生者の実績等を基礎として求めた（年齢にかかわらず一定率）	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、公務等障害共済年金の新規発生者数を算出する。
公務外障害発生力	ア. 現在者（内容、抽出方法などは（２）①と同じ） （公務等含む）障害脱退者数（平成17, 18, 19年度の実績） イ. 公務等障害発生力	ウ. 障害脱退者数より、男女別に年齢別の障害発生率（粗率）を求め、それを補整した（最小二乗法）。その後、公務等障害発生力を控除して公務外障害発生力を算出した。	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、公務外障害共済年金の新規発生者数を算出する。
給料指数	ア. 現在者（内容、抽出方法などは、（２）①と同じ。但し使用年度は平成19年度のみ）	ウ. 男女別に、年齢別の平均給料を求め、それを補整し、指数化（15歳の者の給料を1）した。（最小二乗法）	各年度、各年齢別の組合員の給料に、この率を各年齢に乘じる事で、それぞれの給料の額を推計する。
期末手当等の割合	ア. 地方公務員共済組合の組合員の期末手当等の額および給料の額（平成17, 18, 19年度の実績）	ウ. 男女別に、年齢別の割合を求め、それを補整した。但し、低年齢層の下限については、H20年度ボーナス支給月数4.5月/12月/1.25＝0.30000	各年度、各年齢別の組合員の給料の額にこの率を各年齢に乘じ上記の給料額と合算する事で総報酬額を推計する。
退職年金失権率	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（２）①と同じ） 退職年金（減額退職年金及び通算退職年金を含む）失権者（平成17, 18, 19年度の実績） イ. 第20回生命表 日本の将来推計人口（平成18年12月推計）	ウ. 男女別に、年齢別の失権率（粗率）を求め、それを補整した。（最小二乗法）。なお、データ数の少ない年齢層については、第20回生命表の死亡率を基礎として補整を行った。 オ. 上記設定により作成した失権率と、第20回生命表の死亡率の比率を、男女別、各年齢ごとに算出し、この比率を日本の将来推計人口の死亡率の改善に伴い、2055年度まで失権率の改善を行った。（2055年度以降は一定）	退職年金受給権者に、この率を乗じ、将来の失権者数を算出する。
障害年金失権率	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（２）①と同じ） 障害年金失権者（平成17, 18, 19年度の実績） イ. 第20回生命表	ウ. 男女別に、年齢別の失権率（粗率）を求め、それを補整した。（最小二乗法）。なお、データ数の少ない年齢層については、第20回生命表の死亡率を基礎として補整を行った。 オ. 上記設定により作成した失権率と、第20回生命表の死亡率の比率を、男女別、各年齢ごとに算出し、この比率を日本の将来推計人口の死亡率の改善に伴い、2055年度まで失権率の改善を行った。（2055年度以降は一定）	障害年金受給権者に、この率を乗じ、将来の失権者数を算出する。
妻と子の年齢差	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（２）①と同じ） 遺族共済年金受給者（平成17, 18, 19年度の実績）	ウ. 年齢別に妻と子の年齢差を求め、それを補整した（粗数値を四捨五入して整数値に補整）。	退職共済年金等の受給権者等が死亡して、遺族共済年金等の受給権者に転給する際の当該遺族の年齢を計算する。
子供の人数（遺族以外）	ア. 脱退者（内容、抽出方法などは（２）①と同じ）	ウ. 男女別に年齢別の子供の人数を求め、それを補整した（最小二乗法）。	遺族共済年金の受給権者にかかる遺族基礎年金を計算する。
子供の人数（遺共）	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（２）①と同じ） 遺族共済年金受給者（平成17, 18, 19年度の実績）	ウ. 男女別に年齢別の子供の人数を求め、それを補整した（最小二乗法）。	遺族共済年金の受給権者にかかる遺族基礎年金のうち、子の加給にかかる分を計算する。
所得停止者の割合	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（２）①と同じ） 退職共済年金受給者・退職年金受給者・障害共済年金受給者・障害年金受給者（平成17, 18, 19年度の実績）	ウ. 年齢別に所得停止者の割合を求め、それを補正した（最小二乗法）。	他制度へ加入した年金受給権者にかかる年金の停止者割合を求める。
所得停止前後の平均年金額割合	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（２）①と同じ） 退職共済年金受給者・退職年金受給者・障害共済年金受給者・障害年金受給者（平成17, 18, 19年度の実績）	ウ. 年齢別に所得停止前後の平均年金額割合を求め、それを補正した（最小二乗法）。	他制度へ加入した年金受給権者にかかる年金の停止額を求め、支給額から控除する。
遺族年金失権率	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（２）①と同じ） 遺族年金失権者（平成17, 18, 19年度の実績） イ. 第20回生命表 日本の将来推計人口（平成18年12月推計）	ウ. 男女別に、年齢別の失権率（粗率）を求め、それを補整した。（最小二乗法）。なお、データ数の少ない年齢層については、第20回生命表の死亡率を基礎として補整を行った。 オ. 上記設定により作成した失権率と、第20回生命表の死亡率の比率を、男女別、各年齢ごとに算出し、この比率を日本の将来推計人口の死亡率の改善に伴い、2055年度まで失権率の改善を行った。（2055年度以降は一定） あわせて、受給権発生時に30歳未満である寡婦にかかる給付が5年間の有期となったことについて考慮した。	遺族年金受給権者に、この率を乗じ、将来の失権者数を算出する。
有遺族率	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（２）①と同じ） 退職共済年金失権者および障害共済年金失権者（平成17, 18, 19年度の実績）	ウ. 男女別に年齢別の有遺族率を求め、それを補整した（最小二乗法）	退職共済年金受給者及び障害年金受給者の失権者に、この率を乗じ、遺族共済年金への転給者数を算出する。
有配偶者率	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（２）①と同じ） 退職共済年金受給者および障害共済年金受給者（平成17, 18, 19年度の実績）	ウ. 男女別に年齢別の有配偶者率を求め、それを補整した（最小二乗法）。	退職共済年金及び障害共済年金にかかる加給年金を計算する。
子有り妻の割合	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（２）①と同じ） 遺族共済年金受給者（平成17, 18, 19年度の実績）	ウ. 年齢別に子あり妻の割合を求め、それを補整した（最小二乗法）。	中高齢寡婦加算及び経過的中高齢寡婦加算が加算されない者の割合を求め、当該加算の額を計算する。
配偶者との年齢差	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（２）①と同じ） 退職共済年金失権者および障害共済年金失権者（平成17, 18, 19年度の実績）	ウ. 男女別に年齢別の年齢差を求め、それを補整した。（粗数値を四捨五入して整数値に補整）	退職共済年金受給者及び障害年金受給者が失権し、遺族共済年金に転給した際に、失権者の年齢にこの年齢差を考慮する事により、遺族共済年金受給者の年齢を算出する。

○ 私学共済

基礎率の種類	ア．元となる統計 及び イ．基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ．設定方法 及び オ．年度等により用いる率を変えている場合、 その方法	エ．推計における使用方法
初 任 年 齢 分 布	ア．性別、初任年齢グループ別 平成19年度末 全数統計		新規加入者数に分布率を乗じることに より初任年齢グループ別に振分け 初任年齢に加入年数を加えたものを年 齢としている。
有 3 号 率	ア．性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成19年度末 全数統計		加入者数に対して有3号率を乗じて第 3号被保険者数を算出
総 脱 退 力	ア．性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成17～19年度 全数統計	ウ．粗整値は加入当初に顕著な特徴をもちその曲線もス ムーズであることから、原則的に粗整値を使用。粗整値が 使用可能な加入年数以降については、二次関数により補正 したものを加味して作成 初任年齢に幅があることから、各初任年齢グループにおけ る70歳到達年数を考慮している。	前年度末の加入者数から当年度の総脱 退者数を算出
死 亡 力	ア．第20回生命表の死力平成16～19年度末 加入者数平成17～19年度 死亡脱退者数	ウ．死亡脱退者数について、年央の加入者数に第20回生命 表の死力を乗じた予定数と実績値とを年齢トータルで過去 3年間比較した結果、男38%、女44%の補整とした。	前年度末の加入者数から当年度の死亡 脱退者数を算出
障 害 共 済 年 金 発 生 力	ア．厚生年金が作成した共済計障害共済年金発生日 平成16～19年度末 加入者数 平成17～19年度 障害共済年金発生日者数	ウ．障害共済年金発生日者数について年央の加入者数に厚生 年金が作成した共済計の障害共済年金発生日を乗じた予定 数と実績値とを過去3年間の予定と実績とを比較した結 果、男0.95、女2.48倍に補整	前年度末の加入者数から障害共済年金 発生日者数を算出
障 害 一 時 金 発 生 力		ウ．平成18～20年度に発生日が1件のみだったため0に設定	前年度末の加入者数から障害一時金発 生日者数を算出→0
給 与 指 数	ア．性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成17～19年度末 全数統計	ウ．年度による一定の傾向がみられないので、直近3年間 (平成17～19年度)の年度末実績から、標準給与月額の平 均を指数化したものにより粗整値を作成。基準となる初任 年齢グループ19歳で加入年数0年の者の標準給与月額を 1として指数化、粗整値を可能な範囲で尊重するととも に、対数関数により補整したものを加味して作成	前年度末の一人当たり給与から当年度 末の一人当たり給与を算出
25 年 み な し 選 択 率	ア．初任年齢グループ別、加入年数別 平成19年度末 全数統計	ウ．基礎となる実績例数が少ないことから男女共通とした	各年度の死亡脱退者数に乘じることに より、遺族共済年金発生日者のうち25 年みなしの選択者数を算出
年 収 の 対 月 収 比 率	ア．性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成20年度末 全数統計		年度末の給与に、年収の対月収比率と その調整率を乗じ、年度末の総報酬を 算出
年 収 の 対 月 収 比 率 調 整 率	イ．基礎率設定の際に使用した他のデータ 年収の対月収比率		年度末の給与に、年収の対月収比率と その調整率を乗じ、年度末の総報酬を 算出
退 職 共 済 年 金 者 消 滅 率	ア．第20回生命表 平成17～19年度 退職共済年金消滅者数 平成16～19年度末 退職共済年金者	ウ．退職共済年金消滅者数について、年央の年金者数に第 20回生命表の死亡率を乗じた予定数と実績値とを過去3 年間比較した結果、年齢に応じて男60～90%、女70 ～85%に設定。 オ．年次別に改善を見込んでいる。具体的には、平成19年 度末基準で作成した消滅率に、平成19年の将来生命表の死 亡率に対する将来の各年における生命表の死亡率の割合を 乗じることにより改善を見込んでいる。(将来生命表は 「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」「国立社会 保障・人口問題研究所)のものを使用。)	退職共済年金者数、待期者数に乘じ消 滅者数を算出
障 害 共 済 年 金 消 滅 率	ア．厚生年金が作成した共済計の障害共済年金消滅 率 平成17～19年度 障害共済年金消滅者数 平成16～19年度末 障害共済年金者	障害共済年金消滅者数について年央の年金者数に厚生年金 が作成した共済計の障害共済年金消滅率を乗じた予定数と 実績値とを年齢トータルで過去3年間比較した結果、男女 ともそのまま使用 オ．年次別に改善を見込む。具体的方法については退職共 済年金者消滅率と同様	障害共済年金者数に乘じ消滅者数を算 出
遺 族 共 済 年 金 消 滅 率	ア．第20回生命表 平成17～19年度 遺族共済年金消滅者数 平成16～19年度末 遺族共済年金者	ウ．遺族共済年金消滅者数について、年央の年金者数に第 20回生命表の死亡率を乗じた予定数と実績値とを過去3 年間比較した結果、年齢に応じて男65～100%、女6 0～100%に設定。なお、子の性別は考慮しておらず、 消滅率を男女共通の率としている。 オ．年次別に改善を見込む。具体的方法については退職共 済年金者消滅率と同様	遺族共済年金者数に乘じ消滅者数を算 出
有 遺 族 率	ア．平成十八年 人口動態統計 平成19年度遺族数、死亡者数	ウ．有遺族率については人口動態統計から求めた5歳刻み の有遺族率を補完して年齢別に作成、妻死亡の有遺族率に ついてはさらに人口動態統計上の有配偶率と実績における 年齢トータルの有遺族率を比較し、補整している。	死亡した加入者、年金者及び待期者に 乗じて遺族共済年金発生日者を算出。
配 偶 者 加 給 の 対 象 者 率	ア．有遺族率	ウ．(配偶者加給を失権する年齢まで)夫死亡の有遺族率を そのまま使用	退職共済年金20年以上に対して乗じ ることにより対象者数を算出
寡 婦 加 算 の 対 象 者 率	ア．有遺族率	ウ．夫死亡の有遺族率に子なし妻のいる割合を考慮して作 成	女の遺族共済年金発生日者に対して乗じ ることにより対象者数を算出
有 子 率	ア．性別、年齢別 平成19年度末 全数統計	配偶者が無く、子を有する加入者を抽出し性別、年齢別に 作成 子の性別は考慮していない。	加入者、年金者及び待期者の死亡時年 齢に乘じて子である遺族共済年金発生日 者数を算出
夫 婦 年 齢 差	ア．年齢別 平成17～19年度末 第20回生命表の死力		加入者、年金者及び待期者の死亡時年 齢に加減(夫死亡の場合は減算、妻死 亡の場合は加算)して遺族共済年金発 生日者の年齢を算出
親 子 年 齢 差	ア．年齢別 平成19年度末 全数統計	ウ．年齢別に作成 子の性別は考慮していない。	
1 級 障 害 共 済 年 金 発 生 者 構 成 割 合	ア．平成19年度末 全数統計	ウ．性別、年齢と無関係に一定率	障害共済年金発生日者数に乘じて、1級 障害共済年金発生日者数を算出 ○前回からの変更点 今回から性別に作成